

令和4年度国民体育大会ブロック大会 助成対象経費基準表

令和4年4月14日

対象科目	基準（上限）	提出する証拠書類	備考
謝金	医師 50,000円/日・名	領収書（または銀行振込伝票） ※訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。 （※領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 「市町村名」や「市町村〇〇〇連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。） ・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入の上、捺印（サイン不可）すること。 ・源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。 ・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。 ・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 ・謝金は必ず支給対象者個人に支払うものとし、学校等への一括振込は対象外とする。
	看護師 12,000円/日・名		
	その他運営役員 9,000円/日・名		
印刷費	大会を実施する上で直接必要な印刷物（実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ等） ※印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・納品書 ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） ・作製印刷物配布先等一覧 ※単価・部数の明細がないものは不可	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。 （※領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 「市町村名」や「市町村〇〇〇連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。） ・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ・印刷費として計上した印刷物については、現物を提出すること。 ・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・コピー代は対象外とする。 ・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。 【※詳細は【KEIRINマークの表示について】参照】 ・印刷業者に依頼した経費に限る。
会場費	会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費	<会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（または銀行振込伝票） <会場設営等> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。 ・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。 （※領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 「市町村名」や「市町村〇〇〇連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。） ・証拠書類は、「使用月日」及び「国体ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、令和〇年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」 ・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 ※明細が不明な場合は対象外とする。 ・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業であることの表示がない場合は対象外とする。 【※詳細は【KEIRINマークの表示について】参照】 ・看板等作成した場合は、看板の写真を提出すること。 ・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。 ※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。 ・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。 ・光熱水費（冷暖房代等）は対象とする。
機材・備品借上料	期間中一時的に借上げるための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票） 	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。 （※領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 「市町村名」や「市町村〇〇〇連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。） ・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 ※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。

※証拠書類に「大会期間」と「令和4年度国体ブロック大会△△競技□□種目」を記載してください。